

# 三重縣公報

第六千四百八十号

昭和二十五年七月三日  
月 日

## 告示

◎三重縣告示第四百三十八號  
家畜傳染病予防法(大正十五年四月法律第三十九号)昭和二十五年第二次馬の流行性腦炎ならびに第二次豚コレラ予防注射、次のように施行する。

昭和二十五年七月三日

三重縣知事職務代理人

副知事 角 永 清

### 第二次豚コレラ予防注射日程表

期 日 場所 頭數 区域

七月三日 南牟婁郡 有井村 二五 有井村

有井村 二五 有井村

七月四日 神志山村 五五 神志山村

七月三日 鈴鹿市 二〇〇 鈴鹿市

鈴鹿家畜保健衛生所

摘要

紀南家畜保健衛生所

〃

〃

四月 野登村 五〇 野登村

五月 養生村 三〇 養生村

六月 川崎村 五〇 川崎村

七月 庄内村 三〇 庄内村

八月 深伊沢村 三三 深伊沢村

〃 龜山町 三〇 龜山町

〃 関町 二〇 関町

七月 上野市 八五 上野市

〃 阿山郡 二〇 阿山郡

〃 河合村 四五 河合村

〃 山田村 四五 山田村

〃 名賀郡 四五 錦生、名張町

〃 錦生、名張 八〇 花垣村

〃 花垣村 三〇 古山村

七月 古山村 三〇 古山村

〃 三重郡 五六 菟野、楠町

〃 菟野、楠町 〃 三重家畜保健衛生所

|    |      |      |     |      |     |      |            |     |        |
|----|------|------|-----|------|-----|------|------------|-----|--------|
| 七月 | 十二日  | 小山田村 | 二二  | 小山田村 | 十九日 | 治田村  | 二〇         | 治田村 | 〃      |
| 〃  | 十一日  | 水沢村  | 三五  | 水沢村  | 〃   | 十九日  | 稻部村        | 一五  | 稻部村    |
| 〃  | 十二日  | 千種村  | 二五  | 千種村  | 〃   | 二十日  | 北牟婁郡<br>錦町 | 二五  | 錦町     |
| 〃  | 十三日  | 川越村  | 二八  | 川越村  | 〃   | 二十一日 | 度会郡<br>小俣町 | 六五  | 小俣町    |
| 〃  | 十四日  | 八郷村  | 一五  | 朝日村  | 〃   | 二十二日 | 豊浜村        | 二〇  | 豊浜村    |
| 〃  | 十五日  | 下野村  | 三〇  | 八郷村  | 〃   | 二十三日 | 北浜村        | 一七  | 北浜村    |
| 〃  | 十六日  | 保々村  | 五四  | 下野村  | 〃   | 二十四日 | 東外城田村      | 二〇  | 東外城田村  |
| 〃  | 十七日  | 竹永村  | 四二  | 竹永村  | 〃   | 二十五日 | 宇治山田市      | 一八八 | 宇治山田市  |
| 〃  | 十八日  | 朝上村  | 二八  | 朝上村  | 〃   | 二十六日 | 志摩郡<br>鶴方村 | 一八五 | 鶴方村    |
| 〃  | 十九日  | 四日市市 | 一五〇 | 四日市市 | 〃   | 二十七日 | 志摩郡<br>鶴方村 | 一八五 | 鶴方村    |
| 〃  | 二十日  | 小野江村 | 二〇  | 小野江村 | 〃   | 二十八日 | 長岡、磯部村     | 三五  | 長岡、磯部村 |
| 〃  | 二十一日 | 伊勢地村 | 二〇  | 伊勢地村 | 〃   | 二十九日 | 越賀村        | 三〇  | 越賀村    |
| 〃  | 二十二日 | 桑名市  | 一〇〇 | 桑名市  | 〃   | 三十日  | 河藝郡一身田町    | 〃   | 〃      |
| 〃  | 二十三日 | 長島村  | 五〇  | 長島村  | 〃   | 七月   | 天名、合川村     | 〃   | 〃      |
| 〃  | 二十四日 | 多度村  | 三〇  | 多度村  | 〃   | 八日   | 安濃郡<br>片田村 | 二〇  | 片田村    |
| 〃  | 二十五日 | 梅戸井村 | 二〇  | 梅戸井村 | 〃   | 九日   | 明合、草生村     | 二〇  | 明合、草生村 |
| 〃  | 二十六日 | 〃    | 〃   | 〃    | 〃   | 十日   | 津市         | 五五  | 津市     |

第二次馬の流行性腦炎予防注射実施計画

期 日 場 所 実施予 区 域

七月 四日 桑名市家畜市場 二〇 桑名市、長島、伊曾島、木曾岬、城南、在良、深谷、桑部、楠

五日 桑名郡多度小学校 二〇 多度、野代、古美、古浜、七取

六日 員弁郡大長村小学校 二〇 稻部、久米、大長、七和、神田、員弁

七日 石榑村幼馴運動場 三〇 石榑、三里、梅戸井、丹生川

八日 白瀬村小学校 二〇 白瀬、西藤原、立田、中里村

十日 阿下喜町家畜市場 二〇 阿下喜、治田、十社、山郷、東藤原

十二日 津市津海岸 一〇 津市、河藝郡一円

十三日 安濃郡安濃小学校 二五 安濃郡一円

十八日 一志郡久居町家畜市場 三〇 一志郡一円

二十日 飯南郡花岡町家畜市場 三〇 松阪市、飯南郡一円

二十一日 多氣郡齋宮村 農 齋宮、上御糸、東黒部、西黒部、大淀、相可町

七月十六日 度会郡御蘭村役場 五〇 宇治山田市、城田、御蘭村、豊浜村、有田村

十七日 度会郡小俣町 一〇 小俣町、下外城田村、田丸町

十八日 度会郡一ノ瀬村役場 二五 一ノ瀬村

七月 四日 三重郡朝上村小学校 二〇 朝上村、竹永村

五日 保々村小学校 二〇 保々村、下野村、八郷村、朝上村

六日 葦野町家畜市場 二〇 葦野町、水沢村、千種村、小山田村、鶴川原村、縣村

七日 三重家畜保健衛生所 四〇 四日市市、大矢知村、三重村

十二日 鈴鹿郡龜山町家畜市場 三〇 鈴鹿郡一円

十三日 鈴鹿市市役所 三〇 鈴鹿市一円

◎三重縣告示第四百三十九號

昭和二十四年度施行の三重縣改良普及員資格試験合格者中次の者は三重縣農業改良事業條例施行規則（昭和二十四年四月三重縣規則第二十四号の一）第二十三條に基き昭和二十五年三月十七日合格を無効とする。

昭和二十五年七月三日

三重縣知事職務代理者  
副知事 角 永 浩  
氏名 現住所  
松本和江 飯南郡清代村早馬福  
高森兼男 阿山郡西柘植村大字柏野

◎選管告示第五六號

政治資金規正法第十三條、第十四條若しくはこれらを準用する第十八條および第十九條の規定により縣選管管理委員会に提出された報告書の要旨は次のとおりである。

昭和二十五年七月三日

三重縣選管管理委員会委員長 連水田美市

一 種類 政党協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

二期 間 昭和二十五年六月二十日 から 昭和二十五年六月二十三日まで（参議院議員通常選挙）

三 報告書の要旨

|                 |                 |              |               |              |               |              |
|-----------------|-----------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 政党協会その他の団体名     | 寄附および収入または寄附の総額 | 一件千円以上の寄附の総数 | 一件五百円以上の寄附の総額 | 一件千円以上の支出の総数 | 一件五百円以上の支出の総額 | 報告書受理年月日     |
| 日本電氣産業労働組合三重縣支部 | 15,310.00       | 1            | 15,310.00     | 1            | 15,310.00     | 昭和二十五年六月二十七日 |

四 主要なる寄附者および支出

(一) 寄附者

|                 |           |    |                    |    |                 |
|-----------------|-----------|----|--------------------|----|-----------------|
| 政党協会その他の団体名     | 寄附の総額     | 件数 | 寄附者の氏名または団体名       | 職業 | 住所または主たる事務所の所在地 |
| 日本電氣産業労働組合三重縣支部 | 15,310.00 | 1  | 日本電氣産業労働組合三重縣支部組合員 |    | 三重縣津市           |

(二) 支出

|                 |           |    |           |
|-----------------|-----------|----|-----------|
| 政党協会その他の団体名     | 支出の総額     | 件数 | 支出の目的     |
| 日本電氣産業労働組合三重縣支部 | 15,310.00 | 1  | 栗山良六資金カンパ |

五 政治資金規正法第十九條の規定による報告書該当なし

通知照會

◎厚第六五四號

昭和二十五年七月三日

民生部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿

生活保護法により保護を受ける者に対する失業対策事業就労者の選定基準の適用について（通知）

標記については本年六月二十六日職第九一二号（各公共職業安定所長あて三重縣労働部長通知、失業対策事業の就労適格要件について）に基き従来生活保護法により保護を受けているものは、失業対策事業の就労者選定基準により失業対策事業から除外されることになっていたのであるが今般その取り扱いが改められ、現に失業対策事業に就労している者であつても、生活に困る者には、生活保護法による保護により遺憾なき処置を講ずることは当然であるが、生活保護法による被保護者であつても前記通知による失業対策事業就労適格要件を備えて居れば失業対策事業に就労せしむべきは勿論であるので今回その取り扱

いが改められたのであるから了知のうえ遺憾のないよう配慮されたい。

◎地第一三九九號

昭和二十五年七月三日

総務部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿

昭和二十五年年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律の施行について(通知)

五月十九日昭和二十五年年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律(昭和二十五年法律第一八九号)および同法施行に関する政令(昭和二十五年政令第一四二号)が公布せられ、それより即日施行せられた。

右は年々増加する災害復旧事業費が地方公共団体におも過ぎる財政負担を與えつつある現状にかんがみ、且つはシャヤブ勸告の趣旨を尊重して昭和二十五年年度においては、災害復旧事業費は原則として國庫において全額負担する制度を採ることにより、地方財政の健全化を図りもつて地方自治の拡充強化を促進することを目的とするものである。

右のとおり今回の処置は貴重にして且つ限られた國費をもつて地方負担の軽減を図ろうとするものであるから全額國庫負担の制度に名をかりて事業費を濫費するようなことは厳に慎み次の各項充分留意の上施行に遺憾のないようせられたい。

第一 公共事業費との関係

一 國は本年度公共事業費九百九十億三千三百三十八万五千円中過年度発生災害の復旧事業費として三百七十億円、昭和二十五年年度発生災害の復旧事業費として百億円合計四百七十億円を計上した。

右の過年度発生災害のための三百七十億円の内訳は、次の通りである。(單位百万円)

| 河川  | 二、六九〇 | 二三、七一〇 | 二六、四〇〇 |
|-----|-------|--------|--------|
| 港湾  | 三〇七   | 一、六九八  | 二、〇〇五  |
| その他 | 二一五   | 八、三八〇  | 八、五九五  |
| 計   | 三、二二二 | 三三、七八八 | 三七、〇〇〇 |

二 この法律及び政令は、右の災害復旧事業費四百七十億円の大半を占める土木災害復旧事業費を執行する場合に必要な基準を規定したものであり、これによつて約八十億円の

地方負担が軽減されることになること。

第二 全額國庫負担及び地方公共団体の負担金の免除  
第三項以下に述べる條件に適合する災害復旧事業については他の法令の規定にかかわらず、國は、その事業費の全額を負担し、又は國の直轄事業に対する地方公共団体の負担金の全部又は一部を免除することができるものとされたこと。(法二一)

第三 災害の定義

この制度が適用される災害復旧事業の原因となつた災害は暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象に因り生じたものに限ること。従つて、鉱災、火災等の人為的原因によるもの又は天然現象であつても多年に涉つて除々に発生する地盤沈下等は、除外されるものであること。(法一一)

第四 災害復旧事業の範囲

一 この制度の適用を受ける災害復旧事業は、地方公共団体又はその機関が施行する事業で災害にかかつた施設を原形に復旧することを目的とするものであり、且つ一箇所の工事費が十五万円以上のものであること。(法一〇、法二一)但し、被害箇所が二十メートル以内の間隔で連続している場合及び間隔は二十メートル以上であつても被害施設の効

用上復旧事業を分離して施行することが不適当な場合は、一以上の被害箇所を纏めて一箇所とみなして工事費算定の基準とする便法が採られていること。(法一四)

第五 施設の範囲

一 この制度の適用を受ける施設は、左に掲げるもので法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものうち公共的土木施設の部分であること。

- 1 河川
- 2 海岸堤防
- 3 砂防設備
- 4 道路 (道路法第一條の道路をいう。)
- 5 港

一 右の施設のうち、單行法令によつて地方公共団体又はその機関の維持管理に属していないもの、即ち普通河川、海

岸堤防、山腹砂防についても、その維持管理の根拠は、一般的に地方自治法に求められるのであるから、これらの施設も公共的土木施設である限り右の中に含まれているものであること。

一 道路については、道路法の規定の適用を受けるもののみであるから所謂農道、林道等は含まれないこと。

一 港海中には漁港を含むものであること。

一 右の施設のうち、1乃至4の施設は、ほとんど総てが公共的土木施設に該当するものと考えられるが、港海については、水域施設、外から施設及びけい留施設以外の施設については公共的土木施設に該当しないものが多いものと考えられること。(例えば七屋など)

第六 適用除外

一 以上の條件に適合した災害復旧事業であつても経済効果の極めて少ないもの、緊急性の認められないもの、工事施行者又は管理者の落ちちにより災害が発生したと認められるもの、災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害によるもの、小規模な施設に関するもの等は、この制度の適用から除外されること。(法三)

一 法第三條第一号にいう「経済効果の小さいもの」とは、

その災害復旧事業を施行する地方公共団体内の経済状況からみて、その事業を施行しても何等効果がみられないものをいうこと。第三号にいう「維持工事とみるべきもの」とは例えば、平常行う程度の港湾の浚渫、道路の上流れのみの工事、道路の側溝のみの工事等考えられること。第六号にいう「特に維持上又は公益上必要と認められる場合」とは、天然河岸の欠かいがあつたとき、それをそのまま放置するとその河川の施設に重大な影響を與える場合又は流水によつて人命、財産に直接重大な被害を與える場合等であること。

第七 災害復旧事業の指定

一 法第二條の規定により國がその事業費の全額を負担し、又は地方公共団体の負担金を免除する災害復旧事業は、主務大臣(建設、運輸、農林の各大臣)が経済安定本部総務長官の認証を受けて國の予算の範囲内で指定するものであること。(令一ノ二八)

一 主務大臣は右の指定の際に國が負担する事業費又は國が免除する地方公共団体の負担金の額を決定して事業の指定と併せてこれを地方公共団体に通知しなければならないこと。(令一四)

一 右の指定のうち、國が負担する災害復旧事業の指定については、地方公共団体の指定申請をまつて行うものとすること。(令二一)

市町村が右の指定申請を行う場合は縣を経由して行わなければならないこと。(令二の二)

第八 國が負担する事業費の範囲

國が負担する事業費は、工事費と事務雜費とし、工事費は工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額とすること。なお、機械、器具費については、その工事に使用した償却分のみを役務費として認め、新規購入分は認められないこと。

第九 國庫負担金の交付及び還付

一 市町村に対する國庫負担金の交付は、國庫から直接当該市町村に交付され、從來のごとく一旦縣の予算に計上して更に縣から市町村に交付されるという方法は、とられなくなつたこと。

二 國庫負担金が交付されるときは、交付金を受けた地方公共団体が國庫負担金を全然使用せず、又は交付の目的に反して使用したときはその使用しなかつた部分又は交付の目的に反した部分の負担金を返還し、又剰余金が生じた場合

第十 その他

一 この制度は、昭和二十五年限りとされているが、それは災害復旧事業費の國庫負担制度は、多方面に涉つて檢討を要する制度であるから、とりあえず、今年度においてのみこの制度を実施することとしたものであつて、その実施状況並びに地方財政の推移等をにらみ合せて更に根本的な檢討を加えた上、二十六年以降については、追つて關係各方面と打合せの上恒久的な制度を樹立するよう努力する予定であること。

一 都道府縣災害土木費國庫負担に関する法律(明治四十四年法律第十五号)は、依然として有効であるから、昭和二十五年度における災害復旧事業國庫負担に関する法律が適用されない災害復旧事業については予算の範囲内で右の法律が適用される建前であること。

一 この法律は、公布の日から施行されるが、適用は、四月一日にさかのぼつて行われること。(法附則)

地第一二四三號

昭和二十五年七月三日

事務部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿

氣象予報規程の制定について(通知)

このたび中央氣象台において氣象予報規程を制定し、近く運輸省告示により七月一日から実施されることとなつたが、氣象が消防におよぼす影響の大なるにかんがみ消防法第二十二條、水防法第十條および第二十九條の適正な運用と火災水災の警戒防禦は、次の事項に留意のうえ別添の關係規程を充分研究し災害の軽減に間違ひを起さないよう關係方面へ御連絡を願うとともに御留意せられたい。

なお改正消防法第二十二條第三項の運用については、國家消防廳において氣象官署と連絡のうえ、追て通報があるから遺憾のないよう念のため申し添える。

記

一 氣象台および測候所から発表される氣象予報または氣象特報、暴風警報に関する規程は、昭和十五年に改正されてから

そのままになつていたものを、適切な氣象の通報を行うことによつて氣象による災害をできるだけ少くし、災害が起つた場合の対策にも充分役立つようにするため、規程の全面的な改正を行い、新たに氣象予報規程が制定されたこと。

二 水火災等に因る被害は、氣象状況の如何により影響するところが大きい、従つて氣象の状況をよく知ることが、それによる被害を軽減させる手段といふべきものであるから、消防機關は積極的にこれが氣象官署と連絡協働して、氣象の予報を迅速確受に努め、これが対策を樹立し、もつて災害の予防と警防活動に万全を期すべきである。

なお今次改正の消防法第二十二條第三項においては、地方的な氣象の状況により、市町村長の判断でも火災警報が発令できるようになつたが、之れが発令にあつては、氣象官署と連絡する等、遺憾のないようせられたい。更に水防法第十條および第二十九條については、氣象予報の迅速確受を要すにより、災害の予防、損害の軽減に遺憾なきを期されたい。

氣象予報規程

昭和二十五年六月 日

運輸省告示第 号

第一章 総則

第二章 天氣予報

(天氣予報の定義)

第四條 天氣予報とは三日(今日、明日、明後日)以内の天氣を予想して発表するものである。

(天氣予報の種類とその担当氣象官署)

第五條 天氣予報には地区天氣予報、特区天氣予報および綜合天氣予報がある地区天氣予報は地区予報区を担当する氣象官署が、特区天氣予報は特区予報区を担当する氣象官署が発表するものである。

2 綜合天氣予報は二つ以上の地区予報区を対象として、地方予報区または府縣予報区を担当する氣象官署が発表するものである。

(地区天氣予報の発表)

第六條 地区天氣予報は毎日、おおむね、午前一回午後一回発表する。ただし、必要に應じ発表の回数を増すことができる。

(特区天氣予報の発表)

第七條 特区天氣予報は毎日、おおむね、午前一回発表する。ただし、必要に應じ発表の回数を増すことができる。

(綜合天氣予報の発表)

第八條 綜合天氣予報は毎日、おおむね、午前一回、午後に

(氣象予報の定義及びその種類)

第一條 氣象予報とは予報区を担当する氣象官署が、その予報区を対象として発表する次のものをいう。

天氣予報、氣象特報、氣象警報、台風注意報、台風警戒報。

(予報区の種類)

第二條 予報区には全國予報区、地方予報区、府縣予報区、地区予報区および特区予報区の五種類がある。

一 全國予報区は日本全域である。

二 地方予報区は二つ以上の縣を含む区域又は、これに相当する区域である。

三 府縣予報区は縣または、これに相当する区域である。

四 地区予報区は府縣予報区を二つ以上に分割した区域である。

五 特区予報区は地区予報区の一部で氣象官署の所在地の区域である。

(予報区とその担当氣象官署)

第三條 全國予報区、地方予報区、府縣予報区、地区予報区および特区予報の区域ならびに、これを担当する氣象官署は別記に示す。

一回発致する。ただし、必要に應じ発表の回数を増減することがある。

### 第三章 氣象特報

#### (氣象特報の定義)

第九條 氣象特報とは府縣予報区内のどこかに風雨、風雪、強風、大雨、大雪その他、特殊の異常氣象によつて災害が起るおそれがある場合に、一般の注意を喚起するために、予想される氣象現象を随時に報ずるものである。

#### (氣象特報の発表)

第十條 氣象特報の発表は府縣予報区内の地区予報区および特区予報区を担当する氣象官署がおこなう。

#### (氣象特報の種類)

第十一條 氣象特報は予想される氣象現象によつて次の種類にわけらる。

風雨特報、風雪特報、強風特報、大雨特報、大雪特報、ならびに雷雨、霜などの現象名を冠した特報。

(氣象特報の解除および更新並びに氣象特報元の切換)

第十二條 氣象特報は特報した氣象現象が平常の状態にもどつたときに解除される。

氣象特報に引きつづき次に別の氣象特報または、あらたに

氣象警報が発表されたときは、さきの氣象特報は自動的に更新され、また氣象警報に切換えられる。

### 第四章 氣象警報

#### (氣象警報の定義)

第十三條 氣象警報とは府縣予報区内のどこかに、暴風雨、暴風雪、大雨、大雪などによつて非常に大きな災害が起るおそれがある場合に、一般の警戒をうながすために、予想される氣象現象を随時に報ずるものである。

#### (氣象警報の発表)

第十四條 氣象警報の発表は府縣予報区内の地区予報区および特区予報区を担当する氣象官署がおこなう。

#### (氣象警報の種類)

第十五條 氣象警報は予想される氣象現象によつて次の種類にわけらる。

暴風雨警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報。

(氣象警報の解除および更新、並びに氣象警報元の切換)

第十六條 氣象警報は警報した氣象現象が平常の状態にもどつたときに解除される。

氣象警報に引きつづき次に別の氣象警報またはあらたに氣象特報が発表されたときは、さきの氣象警報は自動的に更新

され、または氣象特報に切換えられる。

### 第五章 台風注意報

#### (台風注意報の定義および発表)

第十七條 台風注意報とは台風が本邦およびその附近の海上に影響をおよぼすおそれがある場合に、予想される氣象現象を中央氣象台が一般の注意を喚起するために、全國予報区を対象として随時に発表するものである。

(台風注意報の解除および更新ならびに台風警戒報への切換)

第十八條 台風注意報は、さきに注意した氣象現象について、もはや、注意する必要がなくなつたときに解除される。

台風注意報に引きつづき、次に別の台風注意報またはあらたに台風警戒報が発表されたときは、さきの台風注意報は自動的に更新されまたは台風警戒報に切換えられる。

### 第六章 台風警戒報

#### (台風警戒報の定義および発表)

第十九條 台風警戒報とは本邦およびその附近の海上のどこかに台風による非常に大きな氣象災害が起るおそれがある場合に予想される氣象現象を中央氣象台が一般の警戒をうながすために、全國予報区を対象として随時に発表するものである。

(台風警戒報の解除および更新ならびに台風注意報への切換)

第二十條 台風警戒報は、さきに警戒した氣象現象について、もはや警戒する必要がなくなつたときに解除される。

台風警戒報に引きつづき、次に別の台風警戒報またはあらたに台風注意報が発表されたときは、さきの台風警戒報は自動的に更新されまたは台風注意報に切換えられる。

### 附 則

この規程は昭和二十五年七月一日から実施する。

昭和二十五年七月三日印刷發行  
三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市榮町一丁目

三

重

縣

廳

津市廣明町三三五番地

印刷所

三重縣印刷所  
振替口座番名古屋二番